

ロゴマーク使用に関するガイドライン

一般社団法人粉体工学会

1. 目的

このガイドラインは、一般社団法人粉体工学会（以下「本会」という）のロゴタイプおよびシンボルマーク（以下、合わせて「ロゴマーク」という）の使用について必要な事項を定めるものである。

2. 本会の名称表記におけるロゴタイプについて

1) 本会の和文ロゴタイプ（商標登録第 6160109 号）による名称表記を以下のように定める。

一般社団法人粉体工学会 (MS ゴシック)

一般社団法人 粉体工学会 (MS ゴシック、法人と粉体の間に半角スペース)

2) 本会の英文ロゴタイプによる名称表記を次のように定める。

The Society of Powder Technology, Japan (Century)

The Society of Powder Technology, Japan (Arial)

3) 和文ロゴタイプおよび英文ロゴタイプを合わせて、ロゴタイプと呼ぶ。

4) 上記の表記およびフォントを基本とし、スタイルは、標準・太字のいずれでも使用できるものとする。サイズおよび色調は指定しない。

5) 文章中では、それぞれ指定のフォントおよびスタイルに従うものとする。

3. シンボルマークについて

1) 本会のシンボルマーク（商標登録第 6160108 号）を次に示す。



2) サイズは指定しない。色調については指定しない。

3) 縦横比の変更や変形等、形状変更は認めない。

4. 使用者の資格

本会のロゴマークを使用できる者を以下に示す。

- 1) 本会の個人会員、名誉会員、維持会員、事業所会員、賛助会員、図書館会員
- 2) 本会が共催、協賛、後援または支援する団体、その他会長が使用を許可した者

5. 使用範囲

本会のロゴマークの使用の範囲を以下に示す。

- 1) 本会が主催、共催、協賛、後援または支援する研究発表会、学術講演会、講習会、見学会などのポスター、要旨集、発表資料、ウェブサイトその他関連する印刷物、公開物および非営利の商品に使用するもの
- 2) 本会が刊行する学会誌および学術図書に使用するもの

- 3) 本会の個人会員、名誉会員、維持会員、事業所会員、賛助会員、図書館会員が、自己の責任において作成または管理する印刷物、スライド、電子ファイル、ウェブサイト等において本会の名称、本会ウェブサイトへのリンク、本会への謝辞等を掲載するもの
- 4) その他、会長が適当と認めたもの

6. 使用方法

本会のロゴマークの使用方法を以下に示す。

- 1) シンボルマークおよびロゴタイプは、それぞれ単独あるいは組み合わせて用いるものとする。
- 2) シンボルマークとロゴタイプを組み合わせて用いる場合、ロゴタイプをシンボルマークの右側、下側および周囲に円状に配置するものを基本とする。
- 3) シンボルマーク、ロゴタイプともに、斜めに配置することを認めない。

7. 遵守事項

ロゴマークは本会を象徴するものであり、その使用に当たって、本会の尊厳および品位を損ねることがあってはならない。

(附則)

このガイドラインは、理事会の承認を得て、平成30年1月4日から発効する。

(付記)

平成30年9月1日制定（理事会承認）
令和元年12月7日 改定（理事会承認）